

グランドデザイン答申(平成30年11月)  
教育の質保証システムの確立

質保証システム部会における今後の議論の進め方について  
(令和2年9月28日 質保証システム部会長 吉岡 知哉)

- 学修者本位の観点から質保証システムとして最低限保証すべき「質」についての共通理解を深める
- 「社会に開かれた質保証」の実現を図る観点から、議論を深めていきたい

## 大方針

- 学修者本位の大学教育を実現する観点から、質保証システム全体を見直し。
- 質保証を通じて、自己改善に努めつつ、社会に対して必要な説明責任を果たし、それによって社会からも必要な支援を受けることで大学の教育研究機能を充実していく「社会に開かれた質保証」を実現。

## 見直しのための視座と 方向性

### ①客観性の確保

「学修者本位の大学教育」と「社会に開かれた質保証」を実現するためには、学修者にとっても社会にとっても、質保証の仕組みやそれぞれの大学教育の状況が、分かりやすくかつ予見可能性があることが必要。また質保証システムの中で各大学の創意工夫に基づく取組が実行可能であるためには、その仕組み自体が客観的なものであることが必要である。すなわち、学生や保護者、社会一般の関係する誰もが理解可能な、客観性のある質保証システムであることが求められる。

例) 設置基準を今の時代に合ったより客観性あるわかりやすい基準とし、その基準に基づき、設置認可審査について内規や運用に基づく審査からの転換を図る。

### ②透明性の向上

学修者等が適切な情報を得ることができ、また、社会に対して大学が教育研究の状況について説明責任を果たしていくためには、客観的な情報が適切に公開され、学修者や社会が当該情報にアクセス可能になっていることが必要。また大学の取組の公正性を担保するためにも、各種の必要な情報が公表されているなど、透明性の向上が求められる。

例) 不適合や指摘事項の根拠の明示等により、設置審査の透明性を向上。情報公表の徹底・一覧化によって透明性を向上。

### ③先導性・先進性の確保(柔軟性)

社会との往還により大学教育を充実させ、より学修者本位の大学教育を実現していくためには、大学は社会変革を促すための知と人材の集積拠点として、先進的・先導的な取組を常に行い続けることが期待されている。これらの取組の実行可能性を保証し推進するために、質保証システムは、常に変化し続ける社会に対応するための柔軟性を確保する必要がある。

例) 時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編成しやすくするよう、設置基準の見直しや設置審査における審査体制を柔軟化。

### ④厳格性の担保

社会の変化に対応していくためには、柔軟性を発揮して先進的な取組を講じることと併せ、学修者の学びを保証するとともに質保証システムの実効性を確保するという観点から、厳格性が担保されていることも求められる。

例) 情報公表・評価結果に基づく対応の厳格化。

## 質保証システム全体

- 学修者本位の教育の実現
- 学生のことを考えると、一切規制をかけずに、大学を作りたければ自由に作り、質が伴わない大学は誰からも選ばれずに淘汰されていくというようなことにはできない。そのために設置基準による事前チェックの仕組みがある。その上で、学びたい学びが確保できるかということを保証する仕組みとして、認証評価を含めた事後的なシステムがあり、それが質保証の基本的な仕組みとなっている。
  - 国際競争の中で優れた学生を確保するためにも、各大学の個別の質と日本の高等教育全体の質を確保していかなければならない。そのために質保証システムがあるという認識が必要。
  - 教育の主体は大学であり学修の主体は学生であることから、学修の成果は学生によって異なる。「質保証システム」としては、「学修の質」を保証するための必要条件である「教育の質」を保証するべく、議論を進める必要がある。
  - 「質が保証されている大学」には、①3つのポリシー等が教育単位の構成員である個々の教員・職員・学生にしっかりと共有され、また外部に公表されていること、②学生が入学時から目的に沿ったカリキュラムを学ぶように設定されていること、③学内に3つのポリシーに基づいた教育が行われていることを確認するための仕組みが教育組織単位で設けられているとともに、学生を含む質保証点検の会議体が存在すること、④教育課程に関する教員相互のピアレビューが実施されていること、⑤外部から評価を受けるとともに、設置基準、認証評価に関する情報をはじめ、積極的に情報が公表されていること、が必要ではないか。
  - 教える教員側の「教育の質」も重要であるが、学ぶ学生側の「学びの質」が保証されることを制度的にどう担保するかが重要。
  - 「学修者本位」といったとき、学びたいことを学べるのが学修者本位なのか、力をしっかりとつけてあげることが学修者本位なのか。
  - 大学教育の質とは、卒業までにどのような学生を育てていくか、どのような力を身につけることができる大学なのか、ということに帰着する。学生が時間外も学修し、その成果を次の授業で深められるような授業の在り方、カリキュラム設定が必要。
  - 学修成果の可視化を中心とする教学マネジメントの確立と不断の教育改善の営みによる学修者本位の教育の実現が必要。そのためには、「教学マネジメント指針」に掲げられた取組が行われていることが必要。
  - 大事なことは学修成果を可視化し、授業レベルでの質保証を超え、各科目や科目群がディプロマ・ポリシーに紐づけられること。
  - 現行の仕組みでは、学位プログラム毎には十分な評価ができていないのではないか。大学側において教員構成を含めた学位プログラム毎の適切性をきちんと説明させるシステムが必要。
  - エビデンスベースで学生と教員が自己評価を言語化する取組は、大規模大学ではこれまで行われてこなかったと思うが、学部・学科単位で工夫するなど多くの大学で行っていくべき。
  - リカレント教育をはじめ、多様化の中での質保証は重要な視点。
  - 学ぶ目的も年齢層も大学教育に至るまでの過程も様々であり、学生が多様化している。そのような中で学修者目線からは、リメディアル教育を強化し、入学した学生を高等教育の土俵に乗せて成長させていくことも考えなければならない時期にきている。
  - 非同時の通信制の教育の中でも双方向性が重要であるということは、学ぶ者と教える者が一緒にやり取りをしながら学んでいくというある種の共同体意識が重要である証左となる。オンライン授業が一般化した場合、学生が非常に多様となり、その際に何をもちて共同性を担保するのが重要となる。

<p>学修者本位の教育の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>3つのポリシーや内部質保証は、設置審や認証評価のためのものと思われがちだが、本来は学修者のためにあるもの。質保証を実質化するためには、質保証の考え方・仕組みが大学の構成員全体で共有されていなければならない。とりわけ最大の構成員である学生が質に制度的に関与する仕組みを考えるべき。</u></li> <li>○ <u>学生というものを大学の重要な構成員として捉えて、内部質保証の中に組み込んでいくことも重要ではないか。</u></li> <li>○ <u>学修者本位ということを考えると、学生が何を身に付けたか、何ができるようになったかという学修成果に基づく質保証が重要。そのためには、学生が質保証システムに参加する仕組みが必要。</u></li> <li>○ <u>学修者本位の観点からは、学修者の実態も踏まえた評価がなされるべき。文部科学省と国立教育政策研究所で試行実施されている「全国学生調査」など、共通調査のデータを質保証システムに組み込めば、評価者や志願者にとっても分かりやすいものになるではないか。</u></li> <li>○ <u>個々の大学の内部質保証の水準を高めていく上では、社会あるいは企業等の第三者の視線を取り入れる仕掛けが質保証システムの中で必要。</u></li> <li>○ <u>外部の目を評価者の中に入れてとしても、ピアレビューとしての歴史を積み上げてきたこととの刷り合わせが必要となるだろう。</u></li> <li>○ <u>大学の自立性を担保しつつ、我が国の大学全体の教育の質を高めるためには、大学内・大学間のピアレビューの仕組みを強化し、活性化させる必要がある。</u></li> </ul>
<p>社会に開かれた質保証の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>大学単位で質が担保されているかだけでなく、大学のシステム全体のクオリティをどのように上げていけるかという観点が必要。</u></li> <li>○ <u>大学が自ら定めたディプロマ・ポリシーは社会に対するコミットメントである。教学マネジメントの観点から、大学自らが3つのポリシーに基づく質向上のプロセスに取り組めるような仕組みづくりを強化していくとともに社会にわかりやすく発信していくことで、日本の大学教育改革の目的、狙いを社会に浸透させていく必要がある。</u></li> <li>○ <u>「質が保証されている大学」には、①3つのポリシー等が教育単位の構成員である個々の教員・職員・学生にしっかりと共有され、また外部に公表されていること、②学生が入学時から目的に沿ったカリキュラムを学ぶように設定されていること、③学内に3つのポリシーに基づいた教育が行われていることを確認するための仕組みが教育組織単位で設けられているとともに、学生を含む質保証点検の会議体が存在すること、④教育課程に関する教員相互のピアレビューが実施されていること、⑤外部から評価を受けるとともに、設置基準、認証評価に関する情報をはじめ、積極的に情報が公表されていること、が必要ではないか。（再掲）</u></li> <li>○ <u>大学間あるいは社会との間で、何らかの形で学生の学修成果を確認するような仕組みができないか。</u></li> </ul>
<p>客観性の確保</p>	
<p>透明性の向上</p>	
<p>先導性・先進性の確保 (柔軟性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>21世紀へ向けて大学の質をどう保証するのかという方向で議論を進める必要。</u></li> <li>○ <u>システムができれば全ての質が保証されるとか、全てをこのシステムで見るべきと考える必要はない。システムを硬直的に考えすぎると流動性が低くなり、かえって個別の大学の負担が大きくなりすぎる。</u></li> <li>○ <u>制度化された仕組みが、教育に対する新たなニーズへの対応や教育手法の革新を阻害することがないようにしなければならない。</u></li> <li>○ <u>大学の多様化、グローバル化、オンライン化に合わせた質保証システムの見直しが必要。具体的には、大学の二極化を踏まえリスクベースのアプローチ、国際通用性をもった質保証システムの見直し、ハイブリッド授業に対応した質保証システムの見直しが必要。</u></li> <li>○ <u>求められているのは授業の質を向上させる方策としてのデジタルの活用であり、大幅な移行ではない。デジタル技術を活用した望ましい授業の在り方について、対面授業の重要性と合わせて研究を進めていく必要。</u></li> </ul>

<p>厳格性の担保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>カリキュラムを自ら検証するシステムを持っているかが質保証のシステムの根幹であるが、それすらできていない大学への対応も必要</u></li> <li>○ <u>実効性のある質保証のシステムを構築するには、設置認可（事前チェック）を厳格化するという方向性と、認証評価（事後チェック）で厳格に確認し、問題がある場合は「退場」を促すような方向性とを、どのようにバランスを取っていくかが重要である。</u></li> <li>○ <u>事前規制から事後チェックという大きな移行をしてきた中で、設置基準の大綱化・準則化、届出制導入など自由度を増す一方で、自己点検・評価、情報公表の義務化、認証評価制度の導入など、緩和と強化が並行して取り入れられてきた。これにより、社会の変化に柔軟に対応できる大学の多様化は進んできた。一方で、大学がどんどん増加し、中には非常に意識の低い大学も参加していると言わざるを得ない状況。当初、劣悪大学は自然淘汰されるという市場原理が考えられていたが、十分に機能していないのではないか。</u></li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が定めた最低基準を、設置認可時だけでなく、事後チェックのプロセスも通じて確認する仕組みづくりが必要。</li> <li>○ <u>設置基準や設置認可審査のプロセスは大学の構想や取組に対して最低限揃っているか必要条件を確認しているだけ。本当に理想とするレベルで質が保証されているのかといった十分条件については、認証評価だけでは限界があり、各大学の内部質保証を含めたトータルで考えてことが必要。</u></li> <li>○ <u>コロナの影響や、国際化・多様化への対応など、設置基準の緩和が求められる中、内部質保証として大学が自ら改善し、それを認証評価でチェックすれば良いという方向になるかもしれない。しかしながら、認証評価は各機関が基準を定めて見ていくというものでありに多くを求め過ぎると機能しなくなってしまう。大学自身が内部から保証する部分と外部から保証する部分のバランスをトータルシステムとして見なければならない。</u></li> <li>○ <u>大学の「自助」による自己点検評価によって内部質保証が機能することが理想であり、その際、「共助」としての認証評価が多くの大学にとって効果的な支援となる。しかし認証評価には強制力がないため、著しく質が低下した大学に対しては限界があり、そうした大学に対して強制力のある指導や命令を行う「公助」としての文部科学省の役割が重要である。実効性のある事後チェックを実現するには「共助」と「公助」の役割分担を明確にする必要がある。</u></li> <li>○ <u>海外の大学と単位互換をする際に問題が生じないように、学位や分野ごとの水準を保証する仕組みを共通基盤として整えるべき。国として難しいのであれば、大学間でそうした共通基盤を作る取組をエンカレッジしなければならない。</u></li> <li>○ <u>学位の名称が多すぎるのは問題ではないか。学位の国際通用性の観点からもその在り方について考えるべき。</u></li> <li>○ <u>国際通用性のある質保証を考える際には、学位の種類や分野のレベルという側面と各大学が独自の観点で質を向上させていく取組を促進するといった二つの側面があり、前者について日本は議論が進んでいない。</u></li> <li>○ <u>社会人・留学生をはじめとする多様な学生を大学が受け入れるようにするためには、科目履修や交換留学生などの短期間の学修となる学生も「学生」としてカウントできるようにするとともに、そうした学生については、一定程度、定員を超過して在籍しても良いような仕組み考えるべき。</u></li> <li>○ <u>大学の質保証、評価についての業務を遂行できる人材を育成することも必要。</u></li> <li>○ <u>質保証システムを機能させるためには、設置認可審査や認証評価の目的や意味づけについて大学関係者で共有し、一人ひとりが共通理解を図ることが必要ではないか。</u></li> </ul>

## 大学設置基準・設置認可審査

学修者本位の教育の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生数や教員数、施設の面積・設備といった外形的な基準により大学教育の質保証を行うという考え方から、<u>学生が何を身に付けたのか、何ができるようになったのか</u>という学修成果による質保証へと変わっていくべき。</li> <li>○ <u>教育の質を高めるためには、細切れの授業科目を多く薄く学ぶ体制から、深く学ぶという体制に大学教育を変えていくことが重要であり、質保証システムも必要な改善を図るべき。</u></li> <li>○ <u>オンライン授業が進む中で教育の質を保証していくためには、TAの関与や教員間のチーム・ティーチングを促進し、教員の意識を変える</u>という視点も重要。</li> </ul>
社会に開かれた質保証の実現	
客観性の確保	
透明性の向上	
先導性・先進性の確保 (柔軟性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>設置基準の規定を一つ一つ検証し、時代に合わないものを考え直していく必要。その上で、現行の設置基準にはないが、今後求められるものについて、設置基準に盛り込むのか、認証評価で見ることとするのか仕分けていく必要。</u></li> <li>○ 日本的高等教育に必要なことは「混合」であり、学部・学科の設置等にあたっては、特色ある研究を基盤とした教育課程の開設、教員配置を実現できる設置基準とするべき。</li> <li>○ 若手研究者が指導教官とは異なる新たな研究領域を切り拓くことができるよう、大学院では研究科・専攻に過度に捉われずに研究できる教育組織とすべき。</li> <li>○ 多様である大学を一律の基準で評価することは適切ではない。必要最低限の基準を定め、それより先は各大学が目指す方向性に応じた評価を受ける形が望ましい。</li> <li>○ <u>教員や学生の多様性を確保するためには、設置基準等の中で、多様性を担保できることが必要。</u></li> <li>○ 学部・学科等の設置や見直しが柔軟かつスピーディにできるようにしないと、社会の動きや地方の人材ニーズに対応できない。</li> <li>○ 一旦学部等を設置すると、それを閉じて、新たな分野の学部を創ることは簡単ではない。教育の質が保障されていることが前提であるが、社会のニーズに対応した多様で柔軟な教育プログラムを提供する上では、設置基準の「自ら開設」の原則は見直しても良いのではないか。</li> </ul>
厳格性の担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学設置基準等において、各教育単位（大学、学部、学科、コース等）が、自らが行う教育の目的に沿った質保証の考え方・方法を明確にし、それを実装し検証する仕組み（センター、委員会等）を作ることが必要である。</li> <li>○ <u>仮に大学設置基準を変更する場合には、その変更の結果教育の質が低下することがないように、認証評価等によって確認する仕組みを整備する必要がある。</u></li> <li>○ <u>オンライン教育の進展に当たっては、学修時間の確保や施設設備、成績評価の在り方などについてしっかりと検討をする必要がある。</u></li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>現行の設置基準はすでに定量的な基準は削除されており、これ以上緩和する必要があるかは大いに疑問。一方、認証評価も受審負担が課題とされており、認証評価によって確認すべき点を重点化し、受審負担を軽減していくことが必要。設置基準の改正は、認証評価と一体になって考える必要がある。</u></li> <li>○ それぞれの<u>大学、教職員レベルまで質保証の考え方を浸透させていくことが重要。</u></li> </ul>

## 認証評価

学修者本位の教育の実現	
社会に開かれた質保証の実現	
客観性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認証評価については、各機関で可能な限り<u>統一的な基準</u>が求められる。</li> <li>○ 認証評価結果の公表をする際には、様々なステークホルダーが理解できる形にすることが必要。各大学の理念や目的に基づく<u>個性的な取組や、質向上に取り組む事例を、国や評価機関が積極的に発信していくことが必要。</u></li> </ul>
透明性の向上	○ <u>各認証評価機関別の評価結果を、1年ごとに国においても公表する仕組みを考えるべき。特に、不適合の大学についてはこれから入学する学生や保護者にとっても分かるように公表する必要</u> がある。
先導性・先進性の確保 (柔軟性)	○ <u>問題のある大学は様々な手法で重層的に確認して、問題のない大学は認証評価を簡素化するといういわゆるリスクベースのコンセプトを設置基準に組み込むべきではないか。例えば、通常は設置審査を厳しくして、あるいは初回の認証評価を厳しくするようなシステムを取り、内部質保証を重点的に確認し、できている大学の手続は簡素化すべき。</u>
厳格性の担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>問題のある大学は様々な手法で重層的に確認して、問題のない大学は認証評価を簡素化するといういわゆるリスクベースのコンセプトを設置基準に組み込むべきではないか。例えば、通常は設置審査を厳しくして、あるいは初回の認証評価を厳しくするようなシステムを取り、内部質保証を重点的に確認し、できている大学の手続は簡素化すべき。(再掲)</u></li> <li>○ 大学設置基準等において教育組織の最低限の基準を定めるとともに、それぞれの教育単位(大学、学部、学科、コース等)が、自らが行う教育の目的、目的に沿った教育の質保証の考え方・方法を明確にし、それを実装し検証する仕組み(センター、委員会等)を作ることが必要である。また、<u>仮に大学設置基準を変更する場合には、その変更の結果教育の質が低下することがないよう、認証評価等によって確認する仕組みを整備する必要がある。</u></li> <li>○ 文部科学大臣が認証した<u>評価機関が評価を実施しており、その評価が大学による内部質保証に重点を置いているので、国は細部にまで関与するのではなく、「枠組み」の設定にとどめる方がよい。</u>ただし、現在、認証評価機関は、認証された後は、文部科学大臣に対して自己評価書を提出するにとどまっているため、<u>「枠組み」の確認を厳格化した方がよい。</u></li> </ul>
その他	

## 情報公表

学修者本位の教育の実現	
社会に開かれた質保証の実現	
客観性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大学が社会になかなか理解されていないという点に関して、情報公表の質保証が求められてくるのではないか。例えば、大学、学部の特徴を分かりやすく、大学で言うところの3つのポリシーに示して、ディプロマ・ポリシーでどのような力が身に付くのかなどを伝えることが必要であるし、アドミッションポリシーで入学前の準備等についても伝えていく、しっかりと説明責任を果たしていくことが必要。<u>情報公表の質を上げていく仕組みも必要。</u></li> <li>○ <u>全国学生調査を活用し、ある程度共通した指標を用いることによって、評価者や入学してくる学生にとっても分かりやすいものになるのではないか。</u></li> </ul>
透明性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「質の保証」と「情報公表」とのあいだには、「質が保証されていることを公表する」のみならず、「情報が公表されることによって、大学間の競争が促され、ひいては質の保証、質の向上がもたらされる」という関係もある。<u>「情報公表」から「質の保証」を考えることも必要。</u></li> <li>○ 公共性を有する大学の社会的役割という点からも、受験生への情報提供という観点からも、3ポリシーや内部質保証に関する情報は、積極的に公表すべき。</li> <li>○ 設置認可、設置計画履行状況調査（アフターケア）、認証評価それぞれの段階で厳しい判断を行うことには限界があり、基本的には大学の自己責任で情報公表をもっと共通化、義務化していく方向が考えられるのではないか。</li> <li>○ 学生はもちろん、地域社会に対しても情報発信を一層充実させていく必要性があるのではないか。</li> <li>○ 社会との連携の中で大学の質を保証するためには、<u>情報通信技術も活用して大学の授業を社会に対して公開していくことが必要。</u></li> </ul>
先導性・先進性の確保 (柔軟性)	
厳格性の担保	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学修成果の可視化は非常に重要である一方、先端的な取組を行っている大学であっても試行錯誤中でもあるので、その公表に当たっては、形式や内容について慎重であるべき。質を保証する取組が大学の格付けとなる動きもあり、十分な議論、検討が必要。</li> </ul>